

臭気測定業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、臭気発生施設の敷地境界において臭気測定を行い、状況を把握するものである。

2 業務内容

委託番号：5環委第9号

業務名：臭気測定業務委託

履行期間：契約締結の日から令和5年12月15日まで

測定地点：魚沼市吉田及び七日市地内

3 業務項目

(1) 検体採取

臭気発生施設の敷地境界にて、三点比較式臭袋法による検体の採取を行う。

(2) 分析

三点比較式臭袋法による検体の分析を行い、臭気指数を測定する。

(3) 報告書の作成

測定した臭気指数等を取りまとめ、報告書を作成し、提出する。

4 留意事項

(1) 測定予定箇所及び実施時期は、別紙「日程一覧」及び「測定位置図」のとおりとするが、変更する場合がある。

(2) 実施に際しては、監督員と協議のうえ、場所の選定及び作業時間を決定すること。なお、測定時間は、18時以降になる場合がある。

5 報告書の提出

各測定後、測定した数値等をまとめ、報告書1部を作成し提出すること。

6 一括再委託等の禁止（委託契約条項第3条）

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

7 業務内容の変更（委託契約条項第 9 条）

発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

8 検査及び引渡し（委託契約条項第 13 条）

受注者は、委託業務を完了したときは、履行届を発注者に提出し、成果品について発注者の検査を受けなければならない。

9 契約不適合責任等（委託契約条項第 16 条）

発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

10 秘密の保持（委託契約条項第 19 条）

受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

11 支払い

業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払う。

12 契約外の事項（委託契約条項第 21 条）

この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

13 連絡先

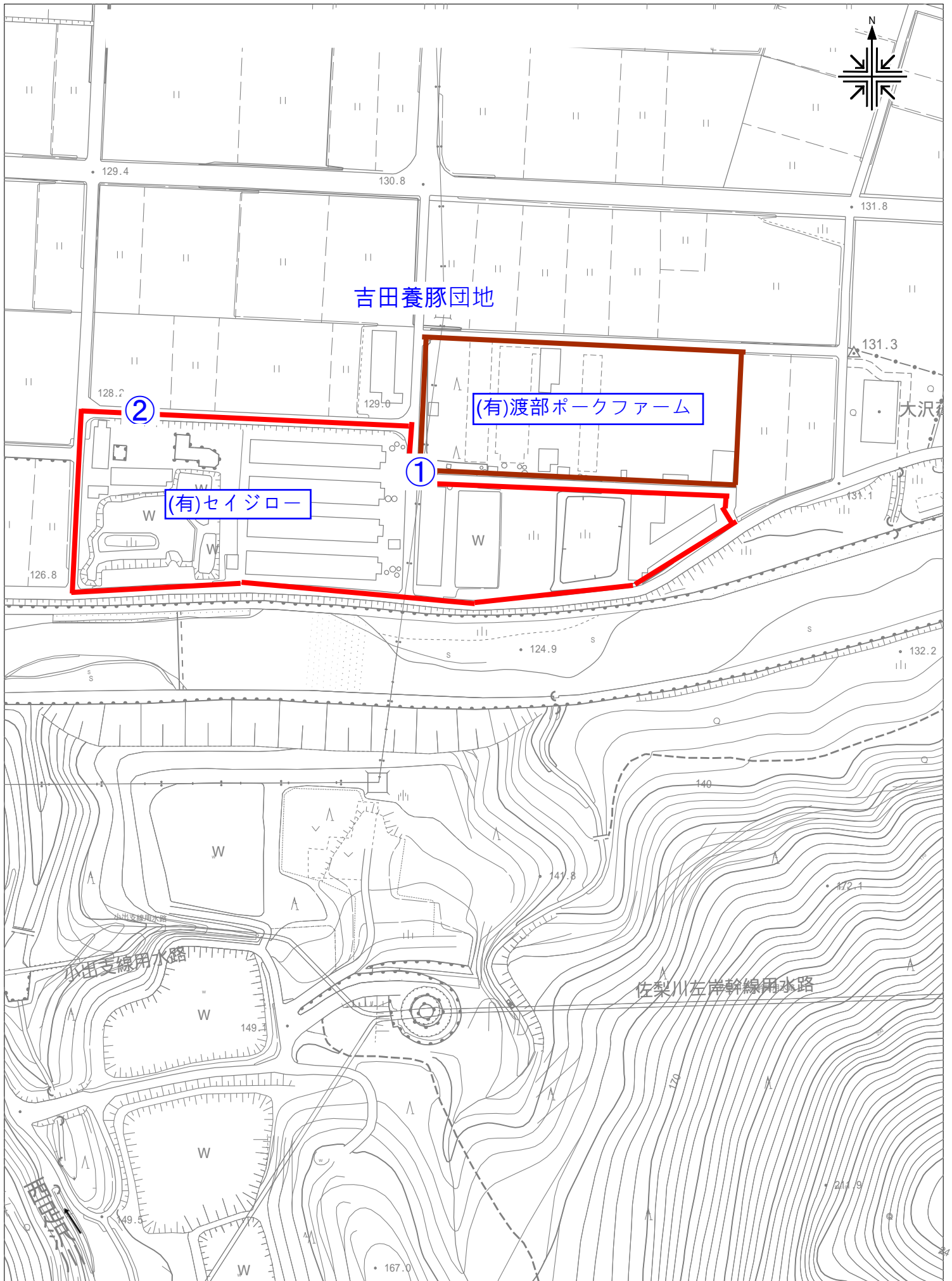
市民福祉部生活環境課環境対策係 TEL : 025 - 792 - 9766

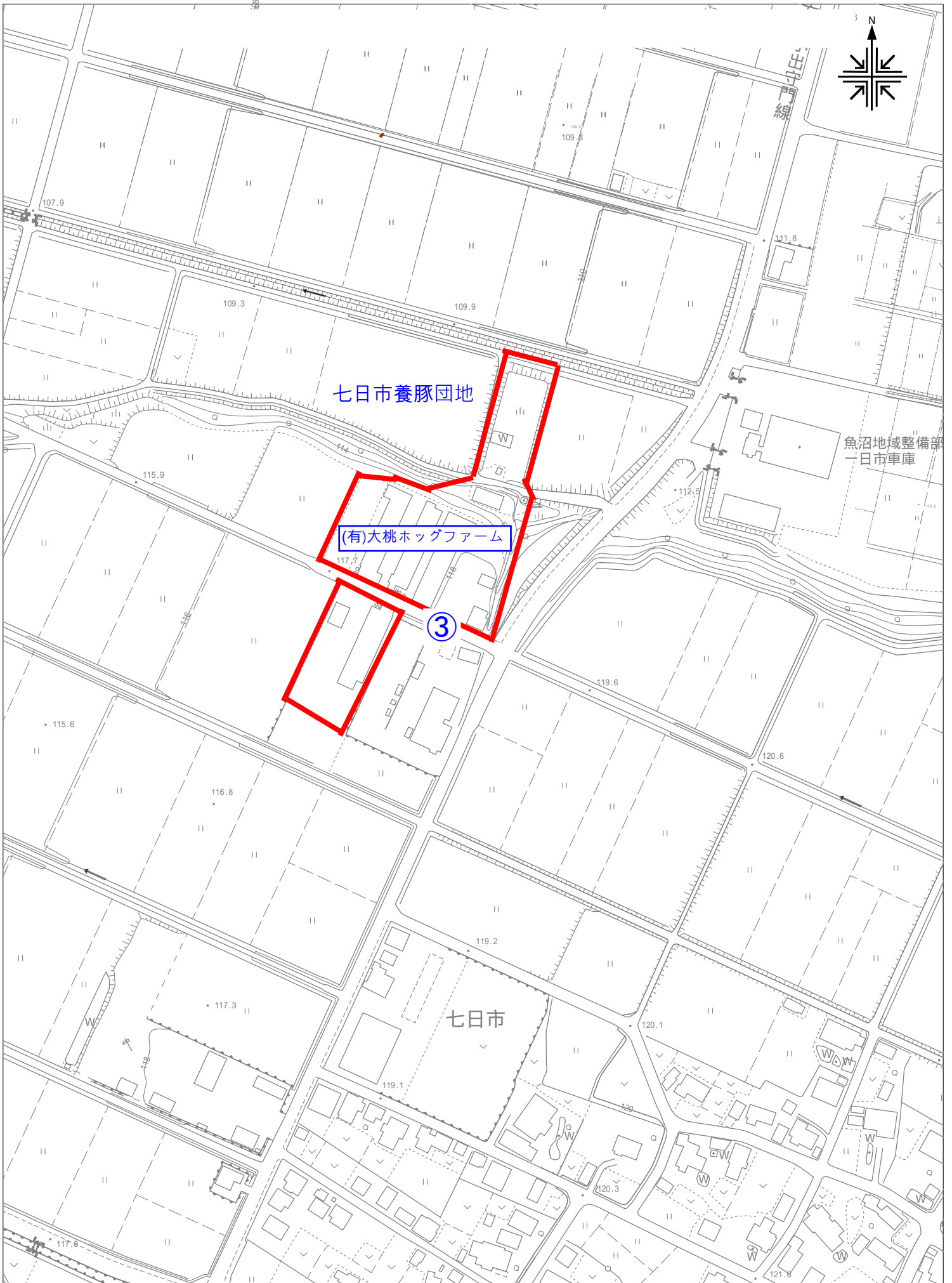
5環委第9号 臭気測定業務委託 仕様書別紙(日程一覧)

位置	箇所名	1回目 (6月前半)	2回目 (7月下旬)	3回目 (8月後半)	4回目 (9月前半)	5回目 (10月前半)	計	箇所説明等	備考
①	吉田養豚団地①	1	1	1	1	1	5	中央(定点) ないし中央から東側	
②	吉田養豚団地②	1	1	1	1	1	5	西側(糞尿貯留槽周辺)	
③	七日市養豚団地		1		1		2		
	計	2	3	2	3	2	12		

5環委第9号 臭気測定業務委託 仕様書別紙(測定位置図)







七日市養豚団地

(有)大桃ホッグファーム

③

魚沼地域整備部
一日市車庫

七日市